

## **[事案 27-75] がん給付金支払請求**

・平成 27 年 12 月 11 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款上のがん給付金の支払事由に該当しないことを不服とし、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 14 年 1 月に契約したがん保険について、以下の理由により、給付金（診断・入院・手術・通院給付金）を支払ってほしい。

- (1) 被保険者が、がんと診断され、入院して乳腺悪性腫瘍手術（乳房部分切除術）を受けたので、給付金を請求したところ、「良性新生物」と診断確定されているので約款に定める給付金の支払事由に該当しないとして、支払われなかった。
- (2) 本件契約の約款では、「悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めます」と規定されているが、被保険者は、手術前に細胞診検査の結果、複数の医師から乳がんと診断されており、細胞診は「生検」に該当する。
- (3) 細胞診が「生検」でないとしても、「他の所見による診断確定」に該当する。
- (4) 被保険者は、子宮筋腫治療のホルモン療法を受けていたが、この療法の影響で、最終の病理検査で「偽陽性」になった可能性がある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

被保険者は、最終病理組織診において、良性の「右乳腺症」と診断確定されており、悪性新生物との診断確定を受けておらず、約款の支払事由に該当しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の治療状況等を把握するため、申立人および被保険者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件では手術を行った病院が、被保険者に対する病理組織学的所見を行っており、その結果は、良性の「乳腺症」であったので、給付金の支払対象となる「悪性新生物」に罹患したものと認められず、給付金の支払事由に該当しないこと、またホルモン療法の影響で乳がんが偽陽性になったとの主張は、医学的根拠が明らかでなく認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第37条にもとづき手続を終了した。